資料８

「統計データの二次利用促進に関する研究会」における主な検討事項について(案)

Ⅰ　二次利用の運用手続面について

１　利用目的の範囲

・　利用目的は，公益性を確保するために「学術研究の発展に資すると認める場合その他総務省令で定める場合」としているが，学術研究の範囲をどのように定義し運用すべきか。

・　特に大学等や民間研究機関等は理解しやすいが，民間企業における営利目的と学術研究の境界をどのように区分すべきか，また，その両方を含んでいる場合の考え方をどうするか。

２　利用申請事項

・　利用の際の申請書は統一様式を定める予定としているが，記載事項の内容として，適切な事項とはどこまでか。

３　利用目的の審査要件

・　利用目的を審査する要件としては「公益性」があるか否かをポイントとしているため，それを判断できるような書類等とはどのようなものが考えられるか。

・　特に，利用者側からみて，負担の少ない書類等について一般的にどのようなものが想定できるか。(例えば，研究計画書，利用者の過去の研究実績等が想定されるが，過去の研究実績が少ない者でも認める方向で検討する必要があるのではないか。)

４　審査結果に対して不服があった場合の対応の方法

・　審査の結果，申請に応じられないとした際に，利用者から不服の申し出があった場合に，どのように対応することが適切であるか。

※　なお，本事案は，統計法においては「行うことができる」とされていることから，行政手続法第２条第２項に規定する「処分」には該当しないと想定しているもの。

行政手続法（平成５年 11 月 12 日法律第 88 号）

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　法令　法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び地方公共団体の執行機関の規則（規程を含む。以下「規則」という。）をいう。

二　処分　行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。

三　申請　法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。

5　一部事務を民間委託により実施する場合の留意事項等

・　「委託による統計の作成等」において，集計事務及び提供事務を民間に委託した場合に，民間業者の創意工夫により，付加価値が付けられたものを利用者に提供された際に，どこまで著作権が発生するか。

6　その他利用者からみた運用面での留意事項等

・　二次利用を推進していくにあたって，利用者の利便性を向上させるために，どのような仕組とすべきか。

II　技術的な課題(秘匿処理の方法等)について

1　委託による統計の作成等

・秘匿処理の方法

秘密の保護の観点から，統計表において個々の調査票の記入内容が特定されるおそれがある場合は，秘匿処理（特定のセルをＸ表示する等）を行う場合があるが，その方法や基準等をガイドラインにどの程度記述すべきか。

2　匿名データの作成・提供

(1) 匿名データ作成の方法

個々の統計調査の個票データを匿名データに加工する方法や基準等をガイドラインにどの程度記述すべきか。また，統計調査の種類等によりパターン化して記述する場合の留意点等。

(2) リサンプリングの割合

匿名データの提供は，100%の調査票ではなく，一部を抽出（リサンプリング）して提供することを想定しているが，利用面と安全面のバランスを考慮して，どの程度の割合であることが適当であるか。

III　その他

1　オンサイト利用について

上記の二次利用の他諸外国では，調査票の使用を庁舎内に限定することにより，調査票の使用を認める仕組み（いわゆるオンサイト利用）があるが，統計法の運用に当たり，このオンサイト利用がどこまで行うことが可能であるか。

2　その他